

間伐・再造林・下刈りの支援を拡充しました！

～次代へつなぐ森林（もり）再生事業～

《第3期佐賀県森林環境税事業》（平成30年度～平成34年度）

山主さん等が行う間伐（保育・搬出）を支援し、森林の健全化を促進します。

また、間伐を行っても、良好な生育が期待できない森林については、皆伐後の再造林や翌年度からの下刈りにも支援します。是非、この機会に、お持ちの森林が事業の対象になるか、ご相談ください。

注）事業の着手前に計画書の提出が必要

手入れが遅れた森林等



①間伐
タイプ

① 自力等支援

- 1 間伐：補助率 68%
- 2 森林作業道：補助率 85%

※対象：国の造林業の対象とならない森林

②皆伐
タイプ

② 皆伐後の再造林等支援

- 1 再造林：補助率 90%（58%）
- 2 下刈り：補助率100%（68%）

（ ）は造林補助率が36%の場合

※対象：国の造林事業の対象となる森林

メリット

- ◇ 国の補助要件（面積5ha以上など）の対象にならなかった間伐も、補助の対象です。
- ◇ 費用負担が大きかった、皆伐後の「再造林」や「下刈」に対する補助金がアップします。
- ◇ 健全な森林へ誘導され、森林の価値が上がることも期待されます。

手入れが遅れた森林等

① 間伐により再生可能な森林イメージ



間伐

② 間伐では良好な生育が期待できない森林イメージ



皆伐・再造林

- 葉の量が少なく成長が見込めない
- 幹が細く、風や雪に弱い
- 既に、風等の被害を受けている

健全な森林へ誘導！

① 間伐タイプ



② 皆伐タイプ



森林が若返り、二酸化炭素の

手入れが遅れた森林の再生・森林の荒廃化を未然に防止

お問い合わせ先

佐賀県庁 林業課 間伐造林担当 【☎：0952-25-7131】